

# 中小企業<sup>1</sup>における公正妥当な会計の 指針について

安 達 巧

日本の会社の99%超を占める中小会社（中小企業）にとって、計算書類の開示先として最優先されるのは税務当局であり、続いて借入先（銀行等）や仕入先である。これ以外に経営成績や財政状態を積極的に開示する相手先は存在しないというのが実情であり、税務申告を優先して、税法による申告調整を会計処理に織り込む実務が定着している。金融商品取引法の適用がない中小企業の会計処理に関する指針を取りまとめるうえでは、会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」を正しく理解するのみならず、税法基準も配慮した「身の丈にあった、実行可能な会計」となるよう留意する必要がある。

キーワード：中小企業の会計指針、中小企業の会計に関する研究会、公正なる会計慣行、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行、会計基準、税法基準

## 目 次

1. はじめに
2. 中小企業のための望ましい会計指針のあり方
3. 会計慣行の「公正性」の階層性について
  - (1) 会計学者及び会計実務家の通説的理解
  - (2) 裁判所の理解（判示）
4. 会計基準と旧商法・会社法上の「会計慣行」と中小企業会計指針との関係
  - (1) 会計基準と旧商法32条2項と中小企業会計指針との関係
  - (2) 会計基準と会社法431条と中小企業会計指針との関係
5. 会計基準と商法（会社法）基準と税法基準
6. 結びに代えて

---

1 会社法においては「企業」ではなく「会社」という概念が存在する。しかし、わが国には中小企業庁という行政機関が存在する現実がある。また、「企業」という言葉は一般社会では広く普及している。これらの点に鑑み、本稿では、「中小企業」の語意と「中小会社」の語意を同義と捉えて稿を進める。

## 1. はじめに

250万社以上も存在する日本の会社の99%超は金融商品取引法の適用がない中小企業である。その意味で、わが国の会社の会計（財務報告）制度の99%超はいわゆる「トライアングル体制」にはないと言え、また、そうした会社には「一般投資家」も存在していない。

ところで、日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、企業会計基準委員会及び日本商工会議所の民間4団体の連名で平成17年8月に公表された「中小企業の会計に関する指針」は、「多くの中小企業にとって、高度かつ複雑、経営者が理解しにくい、会計処理の選択の幅が限定的である、中小企業の商慣行や会計慣行の実態に必ずしも即していない部分がある」<sup>2</sup>との問題点が指摘されている。そのためか、取って中小企業のために作成された「中小企業の会計に関する指針」は実務において余り活用されていない。

中小企業がわが国の経済活動を支える大きな柱であるとの現実には直視すべきであり、会計処理のルールは〔中小企業の〕経済活動の「足を引っ張る」存在であってはならない。中小企業及び中小企業関係者の多くは、会社法431条（「株式会社の会計は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」）及び会社計算規則（法務省令）第3条（「この省令の用語の解釈及び規定の適用に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準その他の企業会計の慣行をしん酌しなければならない」）の要件を満たしたうえで、「本当に役に立つ」会計指針の制定（設定）を待ち望んでいるようである。

新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたって考慮すべきことは種々あると思われるが、紙幅の都合もあるため、本稿では会社法431条の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」概念及び税法基準との関係等を中心に考察を行う。

## 2. 中小企業のための望ましい会計指針のあり方

中小企業庁が庁内に設けた「中小企業の会計に関する研究会」の「中間報告書」では、中小企業の会計の基本的考え方について以下の4点が挙げられている<sup>3</sup>。

- ①経営者が理解でき、自社の経営状況を適切に把握できる、「経営者に役立つ会計」
- ②金融機関や取引先等の信用を獲得するために必要かつ十分な情報を提供する、「利害関係者と繋がる会計」
- ③実務における会計慣行を最大限考慮し、税務との親和性を保つことのできる、「実務に配慮した会計」
- ④中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、「実行可能な会計」

---

2 中小企業庁（2010）4頁。

3 中小企業庁（2010）23頁。

この4点の指摘については、筆者もまったく同感であるが、中小企業の会計に関する研究会は「中間報告書」において、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針として下記4項目を提示している<sup>4</sup>。

- ①中小企業が会計実務の中で慣習として行っている会計処理（法人税法・企業会計原則に基づくものを含む。）のうち、会社法の「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」と言えるものを整理する。
- ②企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小(企業の会計に関する－筆者補)指針の適用も当然に認められるもの）とする。
- ③中小企業の経営者が理解できるよう、できる限り専門用語や難解な書きぶりを避け、簡潔かつ平易で分かりやすく書かれたものとする。
- ④記帳についても、重要な構成要素として取り入れたものとする。

筆者は、この基本方針4項目に賛意は示せるのであるが、最初の項目として掲げられている「会社法の『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』と言えるものを整理する」ことが本当に可能なかどうかについては懐疑的である。その理由は、「個々の会社にとっての『一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行』の内容を最終的に判断するのは、裁判所の役割」<sup>5</sup>であるにも拘わらず、後述する日本長期信用銀行粉飾決算刑事事件及び日本債券信用銀行粉飾決算刑事事件の判示から推察する限り、裁判所自体が会社法431条に定める「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」という概念と金融商品取引法（旧証券取引法）193条が定める「内閣総理大臣が一般に公正妥当であると認められるところ」（一般に公正妥当と認められる企業会計の基準）という概念の異同を理解していないのではないかと思われるからである。

### 3. 会計慣行の「公正性」の階層性について

#### (1) 会計学者及び会計実務家の通説的理解

武田隆二教授は、公正妥当な会計慣行（会計基準を含む）の階層性について、以下の図表1を用いて説明されている。

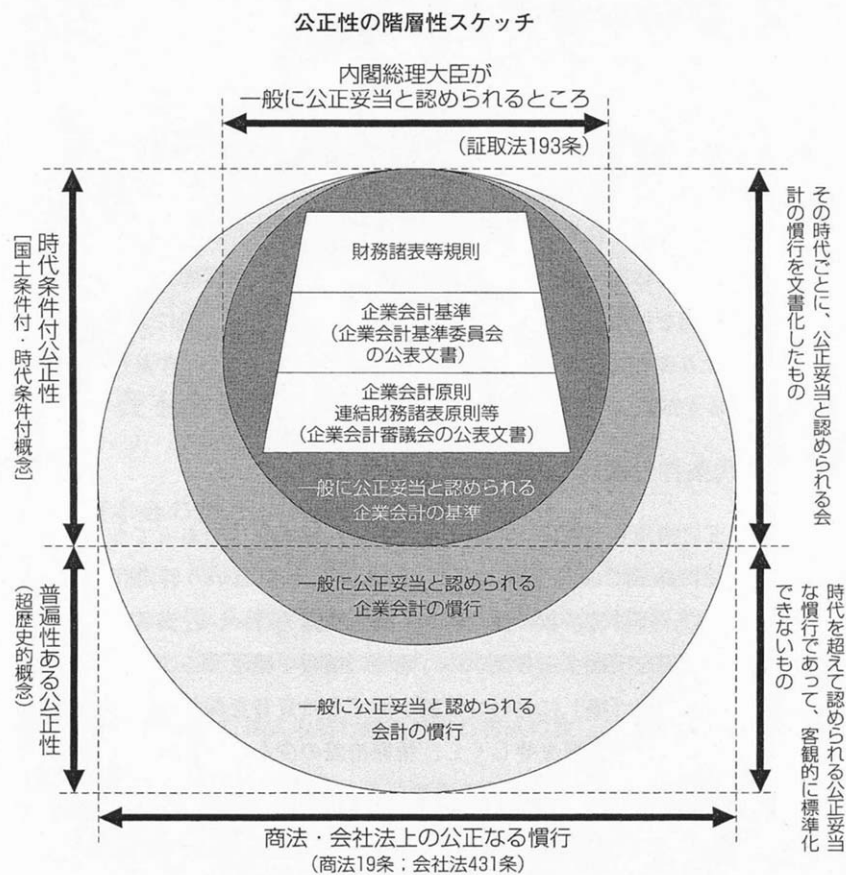
---

4 中小企業庁（2010）35頁。

5 江頭（2009）573頁。

6 旧商法32条2項では「公正なる会計慣行」という表現が使われており、現在の会社法431条で用いられている「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」という表現とは異なる。しかしながら、両者の示す内容は実質的に同じである、と商法・会社法学者の間では一般に理解されている。

図表1 会計慣行の「公正性」の階層性



〔出典〕 武田 (2006a) 27頁

図表1からも明らかなように「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところ）は、会社法上の概念である「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（旧商法32条2項の「公正なる会計慣行」）より狭いことが解る。そして、図表1の考え方は会計学者及び公認会計士を含む会計実務家の通説的理解であると思われる。

## (2) 裁判所の理解（判示）

日本長期信用銀行（以下、「長銀」と略記）粉飾決算刑事事件（東京地裁平成14年9月10日判決、東京高裁平成17年6月21日判決及び最高裁平成20年7月18日判決）は、元頭取らが旧商法上の違法配当及び〔旧〕証券取引法上の虚偽記載有価証券報告書提出の罪に問われた

事件である。東京地裁及び東京高裁は、当時の大蔵省・金融検査部長が平成9年3月5日に出した資産査定通達等により補充された改正後の決算経理基準が唯一の「公正なる会計慣行」であるとして、旧商法上の違法配当及び〔旧〕証券取引法上の虚偽記載有価証券報告書提出のいずれについても有罪とした。それに対して、最高裁は、他の銀行（18行中14行）も長銀と同様に改正前の基準で処理していた事実を照らして、また、新基準の内容にも不明確な点があったので旧基準に従った会計処理をした長銀の会計処理は違法とは言えない（「公正なる会計慣行」は唯一ではない）として、元頭取らに逆転無罪の判決を下した。

長銀事件（刑事）は既述の通り、違法配当及び虚偽記載有価証券報告書提出の罪で争われた事件である。図表1からも解るように、「公正なる会計慣行」（会社法では「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」）概念は、旧商法（及び会社法）上の概念である。ところが、裁判所は、証券取引法（現在は金融商品取引法）上の「虚偽記載有価証券報告書提出」罪の構成要件該当性を判断する際にも商法上の「公正なる会計慣行」概念を適用している。

裁判所は本来、旧商法上の違法配当〔罪〕の成立の有無については長銀が準拠した改正前の旧基準が「公正なる会計慣行」に該当するか否かを審理し、〔旧〕証券取引法上の虚偽記載有価証券報告書提出〔罪〕成立の有無については、長銀が準拠した改正前の旧基準が「公正なる会計慣行」より狭い概念である「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところ）に該当するかを審理しなくてはならない。しかしながら、最高裁判所を含めた3つの裁判所（東京地裁、東京高裁及び最高裁）が下した判決文<sup>7</sup>を読む限り、公正なる会計慣行（会計基準）の階層性を十分理解しているとは思われない。残念ながら裁判所は、「公正なる会計慣行」≠「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところ）ではなく、「公正なる会計慣行」=「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところ）と曲解していた可能性が極めて高い。

周知の通り、判例、とりわけ法律審<sup>8</sup>である最高裁判所の判例は、わが国の司法において非常に大きな重みを持つとの現実がある。実際、〔旧〕証券取引法上の虚偽記載有価証券報告書提出〔罪〕のみが問われた日本債券信用銀行（以下、「日債銀」と略記）粉飾決算刑事事件では、差戻し控訴審（東京高裁）<sup>9</sup>が平成23年8月30日に下した逆転無罪判決においても構成要件該当性を判断する際に旧商法上の「公正なる会計慣行」概念を適用している。

7 東京地判平成14年9月10日（LEX/DB28095649）、東京高判平成17年6月21日『判例時報』1912頁135頁、最判平成20年7月18日（<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080718153916.pdf>）。

8 法律審は法律問題のみを扱い、事実問題には原則として触れない（事件における事実認定を自ら行わず、下級審が認定した事実を拘束される）。民事訴訟では上告審が法律審であり、刑事訴訟では一部の控訴審と上告審が法律審である。

9 この差戻し控訴審は、最高裁が平成21年12月7日に原判決の破棄差戻しを命じる判決（事件番号：平成19(あ)818 事件名：証券取引法違反被告事件 収録判例集：刑集第63巻11号2165頁）を下したことを受けたものである。検察側は上告を断念したため、日債銀の元会長ら被告人の無罪が確定した。

なお、東京高裁に審理を差し戻した最高裁の判決要旨は、以下の通りであった。

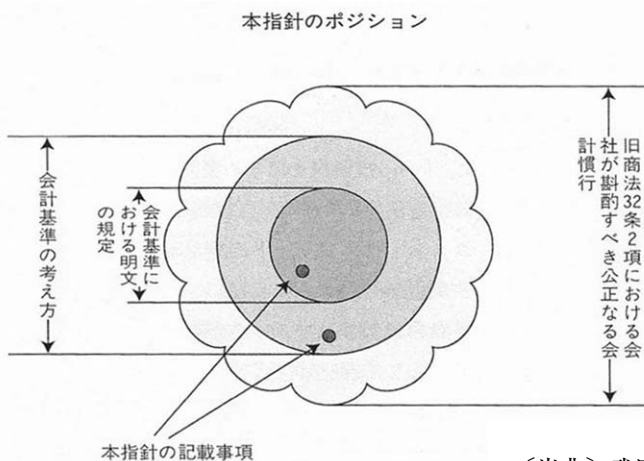
「旧株式会社日本債券信用銀行の平成10年3月期の決算処理における支援先等に対する貸出金の査定に関して、資産査定通達によって補充される平成9年7月31日改正後の決算経理基準は、新たな基準として直ちに適用するには明確性に乏しく、従来の税法基準の考え方による処理を排除して厳格に上記改正後の決算経理基準に従うべきことが必ずしも明確であったとはいえないような過渡的な状況のもとでは、これまで『公正なる会計慣行』として行われていた税法基準の考え方によることも許容され、これと異なり上記改正後の決算経理基準が唯一の基準であったとした原判決は、刑訴法411条1号、3号により破棄を免れない。」<sup>10</sup> (引用中の下線は筆者)

#### 4. 会計基準と旧商法・会社法上の「会計慣行」と中小企業会計指針との関係

##### (1) 会計基準と旧商法32条2項と中小企業会計指針との関係

武田隆二教授は、会計基準と旧商法32条2項と「中小企業の会計に関する指針」との関係について以下の図表2を用いて説明されている。

図表2 旧商法32条2項と会計基準と中小企業の会計に関する指針



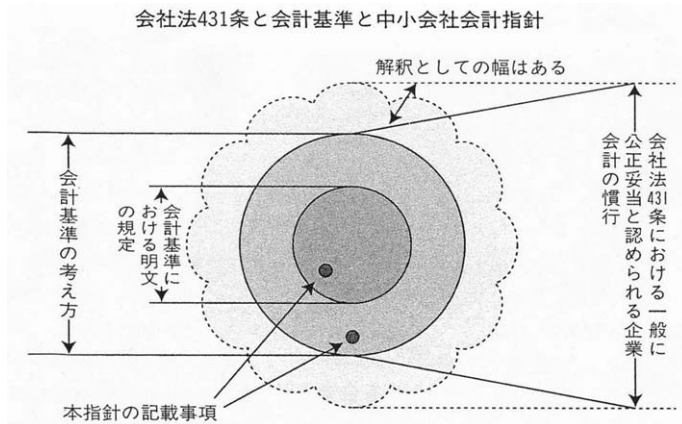
〔出典〕 武田（2006b）54頁。

##### (2) 会計基準と会社法431条と中小企業会計指針との関係

武田隆二教授は、会計基準と会社法431条と「中小企業の会計に関する指針」との関係について以下の図表3を用いて説明されている。

<sup>10</sup> 裁判所のHP (<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=38232&hanreiKbn=02>) より引用。

図表3 会社法431条と会計基準と中小企業の会計に関する指針



〔出典〕 武田（2006b）56頁。

図表2ならびに図表3（すなわち武田教授の説明）からも「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」（会社法431条）及び「公正なる会計慣行」（旧商法32条2項）はともに「会計基準〔の考え方〕」より広い概念であることが理解できよう。また、「中小企業の会計に関する指針」は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」の枠内に完全に収まっていることも解る。さらに、「中小企業の会計に関する指針の記載事項」の範囲と「会計基準の考え方」との範囲が等しい、すなわち、「中小企業の会計に関する指針の記載事項」の範囲（概念）＝「会計基準の考え方」の範囲（概念）である旨を理解することが可能となる。

本稿の「2」で既述したが、中小企業庁・中小企業の会計に関する研究会は2010年9月に公表した中間報告書において、新たに中小企業の会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての基本方針4項目の1つとして、「②企業の実態に応じた会計処理を選択できる幅のあるもの（企業会計基準や中小指針の適用も当然に認められるもの）とする」を明記している。いわゆる一般投資家が存在せず、中小企業にとって計算書類の最大の開示先が税務当局である現実に鑑みると、中小企業の会計処理に関する指針を新たに作成する際には、会社法との関係のみならず、税法との関係にも留意すべきであることは論を待たないと思われる。

## 5. 会計基準と商法（会社法）基準と税法基準

日本国憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律または法律の定める条件によることを必要とする」と規定して租税法律主義の採用を宣言している。租税法律主義の趣旨は、罪刑法定主義〔日本国憲法31条「何人も、法律の定める手続きによ

らなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない」(法定手続の保障)及び日本国憲法第39条「何人も、実行の時に適法であった行為又は既に無罪とされた行為については、刑事上の責任は問はれない。又、同一の犯罪について、重ねて刑事上の責任を問はれない」(遡及効の禁止、一時不再理)を根拠とする〕と同様に人権保障にある。こうした憲法上の規定(要請)が背景にあることもあり、一般投資家に向けての財務情報開示の必要性に乏しい中小企業においては、計算書類(財務諸表)上の利益計算よりも税務申告書〔類〕上の課税計算のほうが重視されていることは周知の事実である。また、中小企業の税務・会計の主な担い手である税理士も、「税理士としての仕事を続けている内に、次第に税務をベースとした経理に傾き、会計から遠ざかるのである……中略……課税所得の計算に必要なことは、ほとんどすべてが税法や通達に書いてある。これらを読めば、企業会計原則とか新会計基準とかを勉強せずとも、仕事はできる」<sup>11</sup> 状況に慣れてしまう。

法人税法の確定決算主義の下では会社法の会計処理が課税所得計算の根本に据えられているが、「近年では、課税適正化の観点から法人税法の独自性が強調され、法人税法で定める処理と会計処理との乖離が広がっていることが指摘されている」<sup>12</sup>と中小企業庁・中小企業の会計に関する研究会も中間報告書で述べている。

裁判所も、法人税額の更正処分等取消請求事件(東京地裁平成元年9月25日判決)<sup>13</sup>において、「税法は担税力を適正に評価して公正な課税を実現することを目的とし、他方で種々の政策目的の実現を課題とすることも少なくない上に、課税技術上の要請を考慮する必要がある〔り〕……商法や企業会計原則とは異なった規定を置くことはあり得る……したがって、商法や企業会計原則の資産評価の定めと法人税法33条の規定とを同列に置いてその要件を比較するのは必ずしも当を得〔ない〕」と判示しているし<sup>14</sup>、神田秀樹教授も「税法の目的が商法や企業会計と異なることは明らかであって、税法が独自の規定を置くことは問題ないと思われる」<sup>15</sup>との見解を示している。

税収確保が国家にとって重要な政策課題であることは会計学者や公認会計士等の会計実務家(専門家)も異論はないであろう。近年のわが国の財政事情も鑑みると、例え会計学の考え方(会計基準ないし会計指針)と税法の考え方(税法基準)が乖離したとしても、あくまで「学問に過ぎない」会計学的思考を貫くような会計基準(ないし会計指針)を税法基準に優先させてまで〔一般投資家の存在しない〕中小企業の所得計算にも導入する行政(税務当局の姿勢)は実現しないと考えるのが常識的であろう。中小企業にも当然に適用される会社

11 田中(2011)272頁。

12 中小企業庁(2010)13頁。

13 東京地判平成元年9月25日 行集40巻9号1205頁、判時1328号22頁、判タ725号98頁。

14 法人税法33条1項は「内国法人がその有する資産の評価換えをしてその帳簿価額を減額した場合には、その減額した部分の全額は、その内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。」と規定する。

15 神田(2005)109頁。



法431条は「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従うものとする」と規定しているものの、最大の財務情報提供先が税務当局である現実を変えることは相当に困難である。税法基準ではなく、いわゆる「会計」基準に準拠して計算書類を作成するメリットが中小企業には余りない点から目をそむけることは許されない。

仮に行政の対応等に不満があれば司法（裁判所）を活用することが国民に認められている点に鑑みて、また、筆者の税理士事務所所長としての実務経験に照らしても税法基準に概ね依拠して作成された計算書類が会社法の観点からみて財産及び損益の状況を概ね明らかにしている（財産及び損益の状況を反映していないと言いはない）と考えられる点に鑑みても、「中小企業に過重な負担を課さない、中小企業の身の丈に合った、『実行可能な会計』」<sup>16</sup>として税法基準に概ね依拠しての計算書類〔作成〕は許容されるのではなかろうか。

## 6. 結びに代えて

中小企業の会計に関する研究会の中間報告書は、新たに会計処理のあり方を示すものを取りまとめるにあたっての重要なポイントを以下のように明記している。

「新たに会計処理のあり方を示すものは、中小指針と同様に、中小企業が準拠するかどうかは任意となるため、中小企業の自発的な利活用が促されることが必要不可欠……そのため、取りまとめにあたっては、中小企業関係者の総意として行われるという手続きを可能な限り担保することが必要である。……普及を図る観点から、多数の中小企業関係者……、中小企業、小規模零細企業、公認会計士や税理士等の中小企業会計の専門家やそれらの団体及び関係官庁が参加するプロセスを経ることが重要である。」<sup>17</sup>

中小企業〔経営者〕は、会計基準（指針）や税法基準等の優劣比較に代表される「神学論争」に関心はなく「現実」が第1である。例えば、「金融機関における財務情報分析では、中小企業から提出される計算書類等を基に、内部評価基準に基づき財務情報が修正され、再評価が行われる。金融機関の融資審査にあたって、中小企業が採用する会計処理の方法の如何にかかわらず、提出される財務情報がそのまま用いられることは少ない」<sup>18</sup>（引用部分中の下線は筆者）ことから明らかなように、金融機関ですら、自身が一般投資家等に対して財務書類を公表するために準拠する会計基準とは異なる内部基準で融資先企業を評価しているのである。この現実、大企業であってもその本音は「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準」（内閣総理大臣が一般に公正妥当と認められるところ）も信頼に値しない（疑問がある）と考えていることを如実に示しているように思われる。

---

16 中小企業庁（2010）23頁。

17 中小企業庁（2010）36-37頁。

18 中小企業庁（2010）28-29頁。

今後、「新たな中小企業の会計処理のあり方（中小企業会計基準など）」が作成されたとしても、その普及ならびに利活用を図るためには日本の会社の99%超を占める中小企業に關与する税理士の意識改革（単なる「税法の専門家」から「税法及び会計の専門家」への意識改革）を進めることも不可欠だと思われる。さらに、本稿「3(2)」でも明示した「判例」（裁判所）における会計慣行の「公正性」の階層性への曲解も是正する必要があると考える。

前記諸点の解決・改善にはかなりの忍耐力が不可欠となろうことは想像に難くない。そうではあるが、全ての関係各位が「諦めない精神力」を持って状況を少しでも前進させることが肝要である。

#### 〔主要参考文献（及び判例）〕

##### （文献）

秋坂朝則（2010）「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行の意義」『会計』第178巻第5号40-54頁。

江頭憲治郎（2009）『株式会社法（第三版）』有斐閣。

神田秀樹（2005）「57 株式の評価損」『租税判例百選〔第4版〕』108-109頁、有斐閣。

武田隆二〔編著〕（2006a）『新会社法と中小会社会計』中央経済社。

武田隆二〔編著〕（2006b）『中小会社の会計指針』中央経済社。

田中弘（2011）『複眼思考の会计学－国際系計基準は誰のものか－』税務経理協会。

中小企業庁（2010）『中小企業の会計に関する研究会 中間報告書』。

日本税理士会連合会ほか（2005）『中小企業の会計に関する指針』。

弥永真生（2008）「会計基準の設定と『公正なる会計慣行』」『判例時報』1911号25-37頁。

##### （判例）

日本長期信用銀行粉飾決算事件（刑事）

東京地判平成14年9月10日（LEX/DB28095649）。

東京高判平成17年6月21日『判例時報』1912頁135頁。

最高裁判決（裁判所のHP）

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20080718153916.pdf>

日本債券信用銀行粉飾決算事件（刑事）

最高裁判決（裁判所のHP）

<http://www.courts.go.jp/hanrei/pdf/20091207165713.pdf>

法人税額の更正処分等取消請求事件

東京地判平成元年9月25日 行集40巻9号1205頁、判時1328号22頁、判タ725号98頁。